

人事記録に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年2月20日

香川県人事委員会委員長 柳 瀬 治 夫

## 香川県人事委員会規則第2号

人事記録に関する規則の一部を改正する規則

人事記録に関する規則（昭和27年香川県人事委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(人事異動通知書の交付等)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 任命権者は、第1項の規定にかかわらず、職員について別表5の項から7の項まで、9の項、10の項、18の項から36の項まで、40の項から43の項まで、<u>51の項（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第2条第1項の規定による育児休業の承認を受けた職員又は育児休業法第3条第3項において準用する育児休業法第2条第3項の規定による育児休業の期間の延長の承認を受けた職員を職務に復帰させる場合及びこれらの職員が職務に復帰した場合に限る。）</u>、59の項（定年前再任用の任期の満了及び育児休業法第6条第1項若しくは第18条第1項、一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年香川県条例第61号。以下「一般職任期付職員条例」という。）第2条第1項若しくは第2項又は法第26条の6第7項の規定により任期を定めて採用された職員の任期の満了の場合に限る。）又は64の項から67の項までのいずれかに該当する人事異動を行う場合は、人事異動通知書に代わる文書の交付その他適当な方法をもって人事異動通知書の交付に代えることができる。</p>	<p>(人事異動通知書の交付等)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 任命権者は、第1項の規定にかかわらず、職員について別表5の項から7の項まで、9の項、10の項、18の項から36の項まで、40の項から43の項まで、59の項（定年前再任用の任期の満了及び<u>地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第6条第1項若しくは第18条第1項、一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年香川県条例第61号。以下「一般職任期付職員条例」という。）第2条第1項若しくは第2項又は法第26条の6第7項の規定により任期を定めて採用された職員の任期の満了の場合に限る。）</u>又は64の項から67の項までのいずれかに該当する人事異動を行う場合は、人事異動通知書に代わる文書の交付その他適当な方法をもって人事異動通知書の交付に代えることができる。</p>

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。